

令和3年3月19日

## 新型コロナウイルス感染症への今後の対応について

### 1 現在の感染状況

本県が緊急事態宣言の対象区域から2月28日をもって解除されて3週間近くが経過しました。この間、県民及び事業者の皆様には、宣言期間中に引き続き、不要不急の外出自粛や営業時間の短縮などの厳しい措置に対し御理解と御協力をいただき、あらためて感謝申し上げます。

新規陽性者数は、3月に入り、宣言期間中と比べて大きく減少していますが、このところ下げ止まりが見られています。この要因として、高齢者施設や医療機関におけるクラスターが相次ぎ、これに伴う陽性者が全陽性者数の約4割を占めていることが大きいと考えられます。

一方、1月13日に緊急事態宣言の対象区域となって以降、飲食店でのクラスターは発生しておらず、また、現時点の新規陽性者数を地域別に見た場合、宣言期間中と比べ、最大の繁華街を抱える福岡市での発生が大きく減り、飲食店の営業時間短縮を一部緩和した3月以降も、その水準が続いていることから、飲食店に起因する陽性者は少なくなっていることが推測されます。

次に、病床使用率は、宣言解除時点の約37%から一時は25%台にまで改善したものの、最近では30%前後に留まっており、前回の対策本部会議で示したシミュレーションに比べると高めに推移しています。この要因も、3月以降、高齢者施設や医療機関でのクラスターが相次ぎ、新規陽性者に占める高齢者の割合がこれまでの平均の2倍以上となる約55%に達し、入院の必要な方が増えたことにあると分析しています。この影響を除くと、宣言解除以降、大幅に改善しています。

また、重症病床使用率は、宣言解除以降で最も低い10.8%となっています。このことから、医療機関への負荷が大きい状況にはないと考えています。

以上の感染状況や医療提供体制を踏まえ、専門家に伺ったところ、現在の状況を改善する上で、高齢者施設における感染防止対策を徹底することが重

要であり、感染の再拡大（リバウンド）の兆候が明らかとなった場合には速やかに必要な対策を検討することを前提として、飲食店に対する営業時間の短縮などの要請を解除しても構わないのではないかとの意見をいただきました。

また、市町村も同様の意見であり、国とも協議を行った結果、現在、県民の皆様にお願いしている不要不急の外出自粛や飲食店に対する営業時間の短縮などの要請については、3月21日（日）をもって解除します。

県では、要請の解除後も、感染が再拡大しないよう、特に次の取組みに力を入れてまいります。

まず、高齢者施設におけるクラスターの発生を防止するため、施設職員を対象としたPCR検査事業を引き続き実施し、職員の受検を促していくほか、通所介護事業所等も含め、感染防止対策の徹底を改めて呼び掛けてまいります。

また、次の感染拡大に備え、国の基本的対処方針や関係通知に基づき、医療関係者や市町村の皆様と協議を重ねながら、現在の病床確保計画を見直し、病床の追加確保など医療提供体制の維持・強化を図ってまいります。

新型コロナの発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として感染拡大防止につながるワクチン接種については、医療従事者等への接種を進め、住民接種を行う市町村に対する支援等、円滑な実施に努めてまいります。

県民及び事業者の皆様には、再度、外出の自粛や営業時間の短縮といった厳しい対応をお願いすることにならないよう、社会全体でリバウンド防止を図っていくため、3月22日（月）以降、次のとおり御協力をお願いします。

## 2 県民及び事業者に対する要請

### (1) 県民への要請

- ① 飲食店の利用は、少人数、2時間以内とすること。深酒をせず、会話の際は、マスクを着用し、大声を避けること。(個人宅等での会食を伴う集まりも含む)。
- ② 「感染防止宣言ステッカー」掲示店など、適切な換気が行われ、座席間の距離も十分で、飛沫の飛散防止(アクリル板等の設置など)等の感染防止対策が徹底され、混雑していないお店を選ぶこと。
- ③ 外出や移動にあたっては、目的地の感染状況、利用する施設の感染防止対策をよく確認して、混雑していない時間と場所を選ぶこと。  
特に発熱等の症状がある場合は、外出や移動を控えること。
- ④ 施設や店舗を利用する場合は、「人にうつさない」、「人からうつされない」、「自分が感染しているかもしれない」という意識を常に持って行動すること。
- ⑤ 「三つの密」、「感染リスクが高まる「5つの場面」」等の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の徹底等、感染拡大を防止する「新しい生活様式」を実施すること。

※ 別添「緊急事態宣言解除後の地域におけるリバウンド防止策についての提言」(新型コロナウイルス感染症対策分科会)を参考に、感染防止対策を徹底すること。

### (2) 飲食店への要請

- ① 少人数、滞在時間を2時間以内とするよう利用客に促すこと。
- ② 換気や座席間の距離の確保、飛沫の飛散防止に有効なアクリル板等の設置など、業種別ガイドラインに従った感染防止策の徹底と「感染防止宣言ステッカー」の掲示等により、取組みを実施している旨を明示すること。

※ 別添「緊急事態宣言解除後の地域におけるリバウンド防止策についての提言」(新型コロナウイルス感染症対策分科会)を参考に、感染防止対策を徹底すること。

### (3) 事業者への要請等

- ① 高齢者施設等におけるクラスターの発生が入院者数増加の最も大きな要因となっているため、施設における基本的な感染防止対策を再確認するとともに、以下の取組みを積極的に進めること。
  - 県等が実施している高齢者施設職員等を対象としたPCR検査事業を活用し、職員の受検を促すこと。
    - ※ 県では、高齢者施設や障がい者施設の入所者は、特に重症化リスクが高いため、これらの方と接する可能性がある施設職員を幅広く対象とした無料のPCR検査事業を昨年12月から実施中。
  - 管理者は、日頃から職員の健康管理に留意するとともに、職員が職場で体調不良を申しやすい環境づくりに努めること。
  - 職員に発熱等の症状が認められる場合は、当該職員が出勤しないよう徹底すること。
  - 通所介護事業所等の利用者に対する健康状態の確認や、マスク着用、手指消毒などの感染防止対策の徹底を図ること。
  - 施設で陽性者が出た場合に備え、国や県が作成した動画等を活用し、職員に対する研修を行うこと。
  - 陽性者が出た場合には、施設のゾーニングや介助時の留意点等に関して感染症専門医等からの指導・助言を受け、適切に対処すること。
- ② 在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを推進すること。
- ③ 職場においては、感染防止のための取組み<sup>\*</sup>を行い、「三密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を回避すること。特に、職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意するよう周知すること。

※ 手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状がみられる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議等の活用等

### (4) 学校等の取り扱い

- 授業・学校行事・部活動等における感染防止策について、児童・生徒・学生等への徹底を要請する。

(5) 催物(イベント等)の開催制限の要請【令和3年4月11日まで】

(特措法第24条第9項)

- ① 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合
  - 5,000人又は収容定員の50%以内(上限10,000人)のいずれか大きい方。(収容定員の50%を超える場合は別紙1を参照。)
- ② 大声での歓声、声援等が想定される場合等
  - 収容定員の50%以内(上限10,000人)
  - ただし、参加者の位置が固定されている場合は、異なるグループ間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ(5名まで)内では座席等の間隔を設ける必要はない。すなわち、参加人数は収容人員の50%を超える場合もありうる。
- ③ 収容定員が設定されていない場合は、密集の回避や飲食制限等の感染防止対策を行った上で、十分な人と人との間隔(1m)を設けられ、かつ、「当該間隔の維持」が可能であること。
- ④ スマートフォンを活用した接触確認アプリ(COCOA)について、周知すること。

※ 別紙1及び別紙2に留意すること。

(6) 県主催イベントの対応について

上記(5)と同様の取り扱いとする。

※ 対応状況は、県のホームページに随時掲載する。

(7) 季節の行事に伴う感染対策について

- 県民の皆様においては、(1)①及び③が満たされないおそれがあるため、卒業旅行、謝恩会、歓送迎会、花見に伴う宴会は控えること。
- 公園等の管理者においては、花見に伴う宴会を控えていただくよう、住民への周知や看板の設置、放送等による呼びかけ等の対策を実施すること。